

# 回 覧

令和4年12月20日

自治区長様  
(自治会長・組長)

飯南町長 塚原 隆昭  
(防災危機管理室)

## 屋根の雪下ろし等について(お知らせ)

冬期間に屋根の雪下ろしが必要になった場合に備え、雪下ろし作業を行うことのできる業者の一覧を作成しましたので、作業を依頼する際の参考としていただきますようお願いいたします。

### 記

番号	紹介先業者	電話番号	備 考
1	建設業協会		それぞれの地域ごとに対応 土日・祝祭日は原則休み 12月29日～1月4日は休み
	頓原地域(後藤建設)	72-0103	
	赤来地域(渡辺建設)	76-2374	
2	建築組合		土日・祝祭日は原則休み 12月29日～1月4日は休み
	頓原地域(商工会支援センター)	72-0907	
	赤来地域(建築組合長)	090-7548-3739	
3	飯石森林組合	72-0523	土日・祝祭日は原則休み 12月29日～1月4日は休み (組合員宅のみ)

※ 料金については、屋根の雪下ろし作業が、1時間1人当たり3,500円(税抜)程度必要です。また、雪捨て等の機械作業代及び交通費等は別途費用となりますので、依頼業者の方とご相談下さい。

※ 災害復旧工事で雪下ろし従事者が十分に確保できない場合もあります。その場合はすぐに作業ができない場合もありますのでご理解願います。

# 回 覧

令和4年12月20日

自治区長様

飯南町長 塚原隆昭  
(まちづくり推進課)

## 令和5年度 飯南町若者と女性の活躍応援事業補助金について

平素は町行政に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます  
さて、本町では、若者や女性の活躍による元気あふれるまちづくりを推進するため、「飯南町若者と女性の活躍応援事業補助金」制度をご用意しております。

当補助金は、若者や女性の参画によるまちづくりや交流の場を広げる活動を行う団体が活用することができます。

上記活動を実施される場合、「飯南町若者と女性の活躍応援事業補助金交付要綱」に基づき、審査の上、補助金を交付します。

つきましては、自治区内へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

補助対象年度： 令和5年度

申請受付期間： 令和4年12月20日から令和5年2月20日(最終日 17 時必着)

補 助 率： 補助対象経費の 10 分の 10 (上限 30 万円※千円未満切り捨て)

提 出 書 類： ①補助金等交付申請書 ②企画提案申込書 ③事業計画書(任意様式)  
④収支計画書(任意様式) ⑤団体概要書 ⑥定款、会則又はこれらに類する書類 ⑦役員又は構成員の名簿 ⑧積算根拠資料(見積書等)

申 請 方 法： まちづくり推進課まで提出書類をご提出ください。

備 考： ・予算の範囲内で実施するため、不採択、補助上限に満たない交付決定となる場合があります。

・申請前に必ずまちづくり推進課までご相談ください。

・採択の可否については、予算確定後通知します。

対象事業等、詳細はチラシをご覧ください。

(お問い合わせ)

飯南町まちづくり推進課 地域振興担当

TEL:76-2864

# 飯南町若者と女性の活躍応援事業補助金

若者及び女性の活躍による元気あふれるまちづくりを推進するため、若者及び女性の参画によるまちづくりや交流の場を広げる活動を行う団体に対して補助金を交付します。

こんな思いのある団体を応援します

- 若者の交流の輪を広げたい
- 女性が自分らしく輝ける環境を作りたい

補助率  
10/10

上限  
30  
万円

※1,000円未満切捨て

## 対象団体

- 町内に居住又は勤務する5人以上の方で組織されている町内の民間団体等
- 町内に事務所又は事業所等を有する企業、店舗、特定非営利活動を行う非営利団体等
- ※政治活動、宗教団体又は営利を目的とする団体は対象外

## 対象事業

- 下記のすべてに該当する事業
- ①補助対象団体自らが企画し、実施するもの  
(新たな取組みを含む)
  - ②若者及び女性の参画によるまちづくり及び交流の場を広げる活動
  - ③若者及び女性の参加機会の充実及び参加意識の高揚をはかるもの
- ※参加者から必要な費用(参加費)を徴収されても構いません。

## 対象とならない事業

- 同じ年度において、国や他の地方自治体(県など)又は民間助成団体等から他の制度による補助、助成又は委託を受けている(予定を含む)事業
- 事業の概ねの効果が、特定の個人または団体に帰属するもの

## 対象経費

- 会場使用料及び借上料(備品及び音響機器等を含む)
- 広告宣伝費
- 講師・司会者費用
- 事業のための消耗品等事務経費
- バス借上料
- 会議やイベント開催時の茶菓子代・飲食材料費

## 対象とならない経費

- 飲食にかかる費用(会議やイベント開催時の茶菓子代・飲食材料費を除く)
- 賞品、景品代等
- 参加者の旅費及び交通費
- 参加者個人の受益に係る費用及び参加者個人で負担すべき費用 など

## その他留意事項

- 予算の範囲内で実施するため、不採択、補助上限に満たない交付決定となる場合があります。
- 補助金の交付回数は、同じ年度において同一団体は1回限りです。
- 補助金を受けられる期間は、通算して3年を限度とします。



## 飯南町若者と女性の活躍応援事業補助金 実績一覧(H28～R3)

年度	団体	事業名・概要	内容
H28	さとさん(さと原人さん)を飯南町に呼ぶ会	交流イベント「子どものころ」	バルーンアートショー、ランチ会(大人・子ども)
H28	ゆめいろ	交流イベント「ユメトーク」	情報交換等行う場づくり
H29	寺沢福祉会	桜の管理体制整備	桜の管理用品購入及び講習会
H29	なつかしの森	夜カフェを活用した出会い・活動・交流の場づくり	夜カフェ5回、スノーキャンドル
H29	森きら☆ラボ	アートをテーマにしたイベント	①アートで交流するイベント ②さと原人バルーンアート ③子どものコーチング初級講座
H29	from I	夏のふるさと飯南町～大学生と遊ぼう～	大学生と小学生の交流
H30	チームえん	多世代の交流の場づくり	モーニングカフェ、ゆかたを着こなそう会など全6回
H30	森きら☆ラボ	アート・子育て・アウトドアを通して子育て世代のお母さんの交流の場づくり	①もりのすに集合 ②子育て講座など ③コミュニケーションカラー講座
H30	from I	夏のふるさと飯南町～大学生と遊ぼう～若者スポーツ大会	大学生と小学生の交流 中学～社会人での交流
H30	はぐっとママ	子育て世代の母親を主に対象とした交流の場づくり	子どものコーチング中級講座 節分、ひな祭り、上映会
H30	なつかしの森	芋づるフェスタ	
R1	有限会社いおり	「庵」夏祭り	屋台、よさこい・飯南神楽団による公演、打上花火など
R1	チーム下来島2016	加田の湯夏まつりと下来島地区の新たな景観づくり	①屋台、弾き語り・飯南神楽団による公演、花火大会、ビンゴ大会など ②下来島地区内の畦畔150mを除草後、シバザクラを植栽
R1	株式会社なつかしの森	芋づるフェスタ	屋台、頓原中吹奏楽部・地元音楽団体・飯南神楽団などによる公演、芋ほり体験ウォークラリーなど
R2	チーム下来島2016	下来島地区の新たな景観づくり	下来島地区内の畦畔150mを除草後、シバザクラを植栽
R2	小田真木若者の会	旧小田小学校ライトアップ及び交流会	①旧小田小学校、銀杏の木ライトアップ ②イルミ設置交流会、焚火交流会
R2	志々未来会議実行委員会	志々イルミ2020	さつき会館敷地内でのイルミ設置及び点灯式
R3	小田真木若者の会	ヤマメ釣り・つかみ取り・ピザづくり交流会 旧小田小学校イルミネーション設置・点灯交流会	
R3	手と手をあわせて	映画上映会と講師お話し会	食と農に関する映画上映会 講師講話
R3	愉快的吹奏楽団	「相本先生と愉快的仲間たち」	吹奏楽演奏会 楽器体験ワークショップ
R3	飯南プレーパーク+α	「プレーリーダー養成講座」 「木育-森の恵みをバスタイムに-」 「トンヴァーラの森でプレ・プレーパーク！」	プレーパーク危機管理講座(久保田将裕) 子どもと遊ぶ達人養成講座(高島智) 木育ワークショップ(縁の森) ほか

令和4年12月20日

農業者のみなさまへ

飯南町地域農業再生協議会  
会 長 塚 原 隆 昭

肥料高騰対策事業説明会のご案内

平素は、本町の農業振興に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の影響により、肥料価格の著しい高騰が続いております。このことから、国、県が令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料を対象に上昇額を支援する「肥料価格高騰対策事業」が実施されています。つきましては、本事業について下記のとおり説明会を開催しますので、ご出席をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

日時・会場

第1回：令和5年1月11日（水）18時30分から

役場本庁舎 2階大会議室

第2回：令和5年1月13日（金）18時30分から

保健福祉センター 健康増進室・検診室

お問い合わせ

飯南町地域農業再生協議会

飯南町産業振興課内

電話：76-2214

令和4年12月20日

自治区長 様

飯南町長 塚原 隆昭  
( 産 業 振 興 課 )

## 農業水利施設に係る電気料金高騰対策のご案内

平素は、本町の農業振興に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、原油高や円安等の影響により、電気料金が高騰していることに伴い、農業水利施設の維持管理費が例年に比べて増加しています。このことから、令和4年4月から令和5年3月の電気使用量を対象に上昇額を支援する県の事業が実施されることになりました。

つきましては、本事業について別紙のとおりご案内しますので、支援の希望がありましたら、下記まで問い合わせください。

## 記

1. 支 援 対 象 者 農業水利施設の管理者（水利組合、農業者 等）
2. 支 援 内 容 別添「島根県からのお知らせ」のとおり
3. 申 請 書 提 出 先 飯南町産業振興課、各支所
4. 申 請 期 限 (1次) 令和5年1月31日  
(2次) 令和5年3月15日

お問い合わせ  
飯南町産業振興課  
農業振興担当  
電話：76-2214

令和4年12月20日

自治区長様  
(自治会長・組長)

飯南町長 塚原隆昭  
(保健福祉課)

### 飯南町高齢者世帯等住宅除雪費補助事業について

町民の皆さん(高齢者・障がい者の方等)ができるだけ住み慣れた地域(自宅)で生活できるよう、冬期間の日常生活で支障となる除雪対策として行っている標題の事業について、今年度も次のとおり実施いたします。

#### 1. 補助の対象となる世帯

①	住民税非課税世帯	
②	飯南町に税等の滞納が無い世帯	
③	除雪作業が可能な直系親族が町内に居住しない世帯	

全てに○



(1)	高齢者(男性が70歳以上の者)のみで構成される世帯	
(2)	障がい者のみで構成される世帯	
(3)	女性のみで構成される世帯	
(4)	(1)から(3)を組合わせた世帯	
(5)	(1)から(4)の世帯に中学生以下の子どもと同居している世帯	

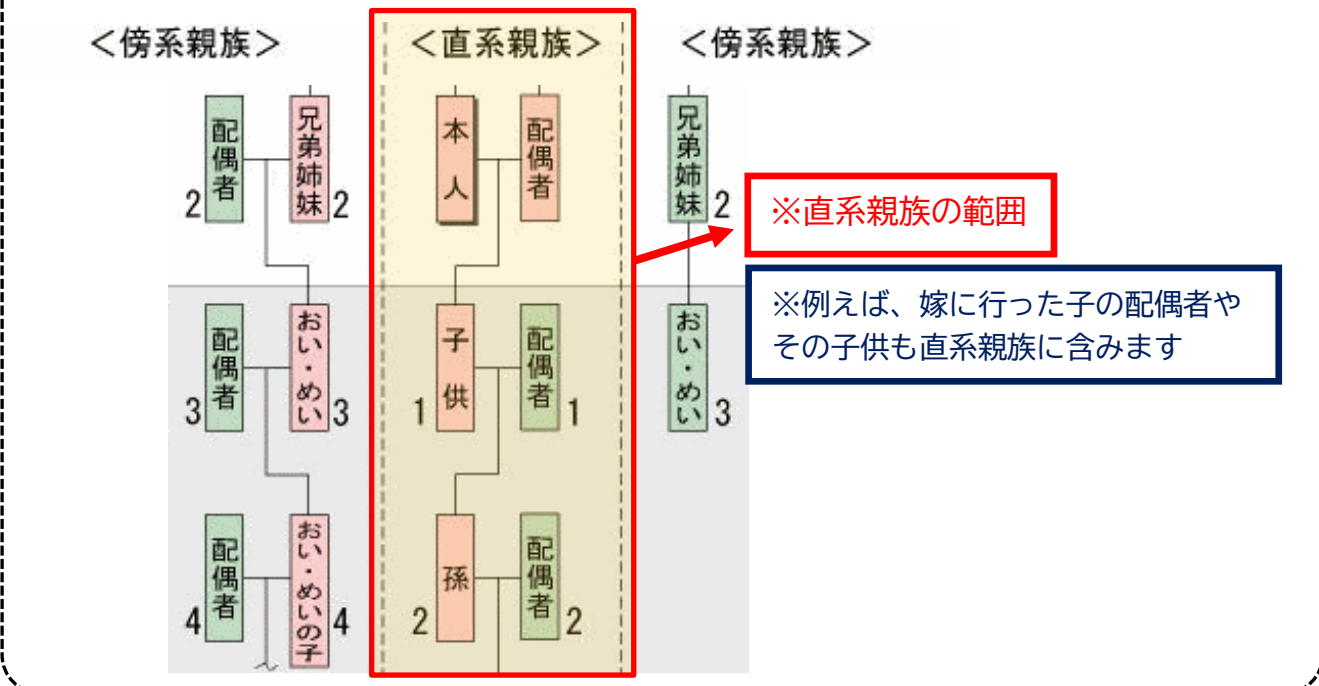
いずれかに○



補助対象世帯

上記条件を満たさない場合は対象になりません

#### ○直系親族要件の考え方



裏面あり

## 2. 補助の対象となる経費

・当該年度の除雪に対する経費とする。

※回数制限は設けません。(3月末までの除雪に要した費用の合計額)

## 3. 補助金額

○屋根の雪下ろし

補助金額：除雪費の1/2を助成、上限15,000円

○家屋への進入路の除雪

補助金額：除雪費の1/2を助成、上限30,000円

[共通事項]

補助金額が1,000円以上の場合は、1,000円未満を切り捨てとします。

補助金額が1,000円未満の場合は、実費とします。

### ▼ 例 ▼ 屋根の雪下ろし・進入路の除雪を業者をお願いした場合

	3月末までに 支払った金額 (A)	補助金額 (B) [(A) ÷ 2]	備 考
屋根の雪下ろし	40,000円	15,000円	屋根の雪下ろしを1回実施
進入路の除雪	40,000円	20,000円	進入路の除雪を4回実施
合計	80,000円	35,000円	

## 4. 除雪実施者

・特に定めない(※領収書の発行が可能な者に限る)

## 5. 補助申請受付期間

・12月1日～3月31日

## 6. 補助を受ける場合の申請方法と必要書類

(受 付) 役場庁舎・支所にて申請書を記入

※申請は年度内、それぞれ(屋根と進入路)1回ずつとなります。

(必要書類) ①振込口座の分かるもの(通帳)

②領収書(屋根雪下ろしと進入路除雪金額の内訳のあるもの)

### お問い合わせ

飯南町役場 保健福祉課

福祉担当

Tel : 0854-72-1770

Fax : 0854-72-1775



# 回 覧

令和4年12月20日

自治区長様

飯南町長 塚原 隆昭  
(教育委員会)

## 飯南町奨学資金貸付制度について

平素は、本町教育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
さて、飯南町では、経済的事由により高校、高等専門学校、大学、専門学校等で学ぶことが困難な生徒を対象に、奨学資金貸付制度を設けています。奨学資金の貸付を希望される者は、下記によりお申し込みください。

### 記

1. 募集対象 令和5年4月に高校・高等専門学校・大学・専門学校へ進学を希望する者、または、高校・大学等に在学中で新たに奨学資金の貸付を希望する者  
(ただし、町内に保護者が1年以上居住されている者)
2. 募集期間 令和5年1月10日(火)～令和5年4月3日(月)
3. 応募方法 所定の応募書類により教育委員会までお申し込みください。  
(応募書類は、役場各窓口に備え付けてあります。)

#### 4. 貸付金額(※無利息貸付)

区分	貸付月額	年間総額
高校・高等専門学校(1～3年生)	20,000円	240,000円
高等専門学校(4～5年生) 短期大学・大学・専門学校	40,000円	480,000円

5. 貸付期間 令和5年4月から各学校を卒業するまでの期間(最短修学期間)
6. 返還方法 学校卒業後1年を経過した翌月から、毎月貸付月額の2分の1の金額を返還していただきます。

【お問い合わせ】  
飯南町教育委員会  
TEL: 76-3944

# 奨学金を希望するみなさんへ

## 令和5年度 飯南町奨学資金貸付制度

飯南町奨学資金貸付制度は、経済的事由により高校・高等専門学校・大学・専門学校等への修学が困難と認められる飯南町出身の生徒に対し、奨学金を貸与してその修学の便を図ることにより、社会に貢献できる人材を育成することを目的とした制度です。

### 申し込みの条件

飯南町内に保護者が1年以上居住されている者

### 募集対象

令和5年4月に高校・高等専門学校・大学・専門学校へ進学を希望する者または、高校・大学等に在学中で新たに奨学資金の貸付を希望する者

### 募集定員

高校・高等専門学校・短期大学・大学・専門学校 : 若干名

### 募集期間

令和5年1月10日(火)～令和5年4月3日(月)

### 応募方法

希望する者は、応募書類を準備の上、教育委員会(役場各窓口でも可)までお申し込みください。

### 応募書類

- (1) 奨学資金借入申込書(様式第1号) ※保証人(2名)必要
- (2) 性行調書(様式第2号) ※学校長による証明が必要
- (3) 家庭調書(様式第3号)
- (4) 合格通知書(写)
- (5) 健康診断証明書 ※在学中に実施した健康診断でも可
- (6) 世帯全員の所得証明書
- (7) 町税等の収納状況調査同意書

### 貸付金額

区分	月額	年間総額
高校・高等専門学校(1～3年生)	20,000円	240,000円
高等専門学校(4～5年生)・短期大学・大学・専門学校	40,000円	480,000円

※無利息貸付

### 貸付期間

令和5年4月から各学校を卒業するまでの期間(原則として最短修業年限)

### 申し込みから決定まで

(1) 奨学生は、教育委員会を通じて提出された書類により飯南町奨学資金貸付審議会(5月開催予定)で審査し、決定します。審査結果は申込者全員に教育委員会よりお知らせします。

(2) 審査により決定した奨学生は、以下の必要書類を教育委員会に提出していただきます。

【必要書類】※決定後に提出

- ① 誓約書  
※連帯保証人(1名)、保証人(1名)の自署と押印が必要
- ② 金融機関口座振込依頼書
- ③ 連帯保証人(1名)、保証人(1名)の印鑑登録証明書

(3) 奨学金の初回貸付は、4～6月の3ヶ月分を6月9日に口座振込により行います。

※1人は申請者及び他の連帯保証人と生計を同一にする者でない者

(4) 奨学生は貸付期間中、毎年度、在学証明書の提出が必要です。(毎年4月30日まで)

### 奨学金を返還するには

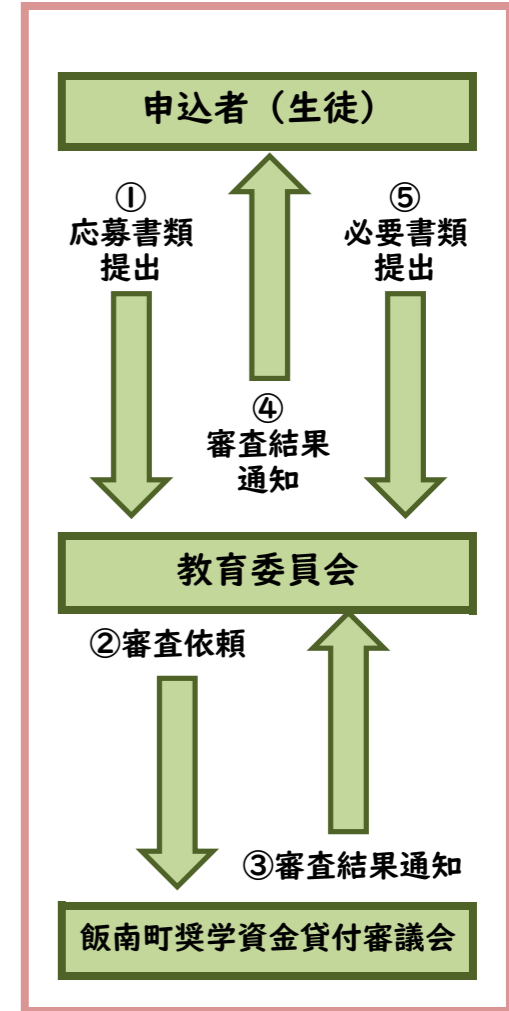
(1) 奨学金は、卒業後1年を経過した翌月から、飯南町より発行する納付書または口座振替により返還していただきます。

(2) 毎月の返還額は貸付月額の半分とし、返還にかかる期間は貸付期間の2倍の期間となります。

【貸付金額と返還金額の例】

区分	貸付年数	貸付額		返還期間(回数)		返還月額
		月額	総額			
高校・高等専門学校(1～3年生)	3年	20,000円	720,000円	6年	72回	10,000円
高等専門学校(4～5年生) 短大・専門学校(2年)	2年	40,000円	960,000円	4年	48回	20,000円
専門学校他(3年)	3年	40,000円	1,440,000円	6年	72回	20,000円
大学(4年間)	4年	40,000円	1,920,000円	8年	96回	20,000円

◎奨学金は貸付金であり、卒業1年後から返還していただくこととなります。自分の将来の生活設計に基づき、返還方法等をよく考えてお申し込みください。返還金は、後輩の奨学金として再び活用されます。



【お問い合わせ】 飯南町教育委員会(学校教育担当)

TEL: 0854-76-3944

# 各戸

令和4年12月20日

町民のみなさま

飯南町消費者問題研究協議会  
( 住 民 課 )

## 悪質商法被害防止啓発用品の配布について

飯南町消費者問題研究協議会(事務局:住民課)では、悪質商法被害防止のために啓発用品を作成しました。各戸に配布いたしますので、裏面の使用イメージ図を参考にしてご使用ください。

飯南町消費者問題研究協議会では、悪質商法のご相談も受けています。ご自身やご家族などで困ったことがあれば、事務局までご連絡ください。

よろしく願いたします。

### 【配布物】

#### ①玄関用



#### ②電話(受話器)用



相談ができる連絡先の電話番号をお書きください。

○ご親族 ○ご友人 ○役場 など

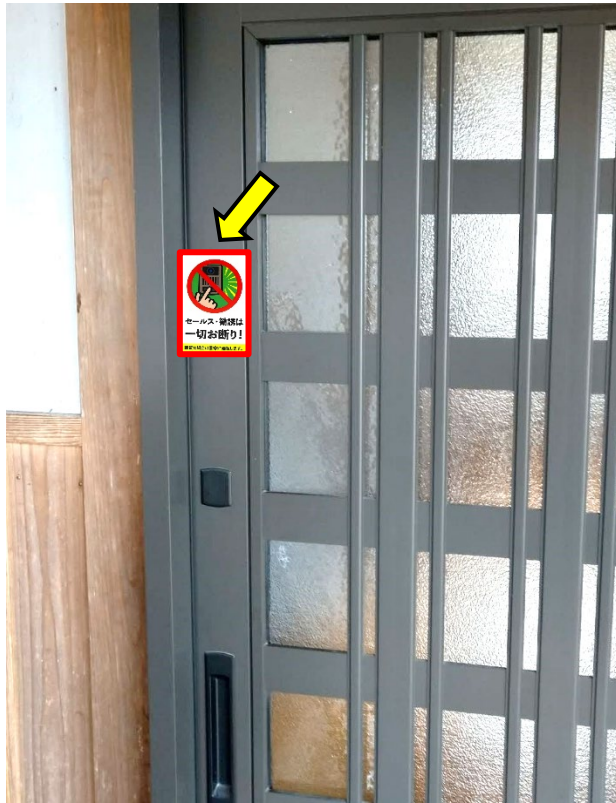
### 【お問い合わせ】

飯南町消費者問題研究協議会 事務局  
(飯南町役場来島支所 住民課)  
電話 76-2393

## 使用イメージ

※裏面のシールが弱い場合は、各自で補強等をしてください。

### ①玄関用



### ②電話(受話器)用





# 電気料金高騰でお困りの用水や排水ポンプなどの管理者の皆様へ

★電気料金高騰対策として、**農業水利施設管理費の一部を助成します!**

## 1. 支援対象者

農業水利施設の管理者（土地改良区、水利組合、農業者等）

## 2. 支援内容

『電気使用量×基準単価』の1/2以内を交付

### ①電気使用量

令和4年4月から令和5年3月請求分までの農業水利施設にかかる電気使用量

### ②基準単価（※R3とR4の燃料調整費の平均の差額）

●低圧電力 **4.04円/kW** ●高圧電力 **7.37円/kW**



## 【交付金計算例】

年間使用電力量が10万kWhの低圧電力施設の場合…

100,000kWh × 4.04円 = 404,000円

404,000円 × 1/2 = 202,000円 **交付金：202,000円**

## 3. 交付の条件

①農業水利施設の動力として契約している電気料金のうち次のもの

- 農事用電力A
- 低圧・高圧電力（ただし農業用として使用していることが証明できるもの）

②他の補助金等を充当している場合は、その補助金等を充当している電力料金を除く部分を対象とします

## 4. 申請手続き

申請期限：(1次)令和5年1月31日 (島根県庁必着)  
(2次)令和5年3月15日

問合せ及び提出先：裏面各市町村窓口（農業関係部局）



詳細は下記の島根県のホームページにてご確認ください。

HP：[https://www.pref.shimane.lg.jp/nochiseibi/n\\_suirisissetu\\_denkiryoukin\\_koutoutaisaku/](https://www.pref.shimane.lg.jp/nochiseibi/n_suirisissetu_denkiryoukin_koutoutaisaku/)

【トップ ≫ 組織から探す ≫ 農林水産部 ≫ 農地整備課 ≫ 農業水利施設電気料金高騰対策】

**島根県農林水産部農地整備課国営事業対策室**

E-mail：nochi-denki@pref.shimane.lg.jp



## ■相談・お問い合わせ先

市町村	担当課	所在地	電 話
松江市	農林基盤整備課	松江市末次町 86	<b>0852-55-5245</b>
浜田市	農林振興課	浜田市殿町 1	<b>0855-22-9510</b>
出雲市	農林基盤課	出雲市今市町 70	<b>0853-21-6904</b>
益田市	農林水産課	益田市常盤町 1-1	<b>0856-31-0675</b>
大田市	農林水産課	大田市大田町大田口 1111	<b>0854-82-1600</b>
安来市	農林整備課	安来市伯太町東母里 580	<b>0854-23-3339</b>
江津市	農林水産課	江津市江津町 1016-4	<b>0855-52-7957</b>
雲南市	農林土木課	雲南市木次町里方 521-1	<b>0854-40-1053</b>
奥出雲町	農林振興課	奥出雲町三成 358-1	<b>0854-54-2513</b>
飯南町	産業振興課	飯南町下赤名 880	<b>0854-76-2214</b>
川本町	産業振興課	川本町大字川本 271-3	<b>0855-72-0636</b>
美郷町	建設課	美郷町粕淵 168	<b>0855-75-1211</b>
邑南町	建設課	邑南町矢上 6000	<b>0855-95-1120</b>
津和野町	建設課	津和野町枕瀬 218-18	<b>0856-74-0081</b>
	農林課	津和野町後田口 64 番地 6	<b>0856-72-0653</b>
吉賀町	建設水道課	吉賀町柿木 500-1	<b>0856-79-2211</b>
海士町	地産地商課	海士町大字海士 1490	<b>08514-2-1824</b>
西ノ島町	産業振興課	西ノ島町大字美田 600-4	<b>08514-6-1220</b>
知夫村	建設課	知夫村郡 1065	<b>08514-8-2211</b>
隠岐の島町	農林水産課	隠岐の島町下西 78-2	<b>08512-2-8563</b>